

6 祇園町南側地区協議会会則

祇園町南側地区協議会会則

第一条（名称）

本会は、祇園町南側地区協議会と称す。

第二条（目的）

本会は、京都市東山区祇園町南側地区の伝統的な住・商環境および街並みの保全と活性化、ならびに、当地区内の自治・防災・安全などに係わる事業を推進することを目的とする。

第三条（事業）

本会は、前条の目的を達成するための事業を行う。

第四条（構成員）

本会は、京都市東山区祇園町南側地区の各町町内会員をもって構成する。

二 本会に入会もしくは本会より脱退を希望する町内会は、当該町内会の議決を経て、本会に入会もしくは脱退を申し入れ、本会役員会の承認を得て、入会もしくは脱退することができる。

第五条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長 一名

副会長 若干名

幹事 若干名（内会計幹事一名）

監事 若干名

第六条（役員の職務）

会長は、本会を代表し、会務を統理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。

幹事は、会務を処理し、執行する。

監事は、会計を監査する。

第七条（役員の選任と任期）

本会の役員は、本会所属員の中より総会において選任し、その任期は三年間とし、再任を妨げない。

ただし、任期の中途中にて更迭のあった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条（顧問・相談役）

本会は、役員会の議決を得て、顧問、相談役等を置くことができる。

第九条（特別会員）

本会は、第四条に規定する会員以外の個人、法人を、本会役員会の承認を経て、特別会員として入会させることができる。

第十条（会議）

本会の会議は、総会と役員会とする。

第十一條（総会）

総会は、本会会員によって構成され、少なくとも年一回開催することを要する。

二 総会における定足数は、総会に出席している会員数の過半数とする。

三 総会にて議決すべき議題は、総会開催日以前に会員に通知されていなければならない。

第十二条（役員会）

役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成され、必要に応じて、会長の招集または他の役員の要請によって開催する。

第十三条（議長）

総会および役員会の議長は、会長もしくは会長の指名するものが務める。

第十四条（委員会）

本会は、必要に応じて、委員会を設置することができる。

二 委員会には、委員長、副委員長を置く。

第十五条（事務局）

本会は、必要に応じて、事務局員を置くことができる。

第十六条（会計）

本会の会計は、会費、寄付金、協賛金などをもって充てる。

本会は、総会の議決を経て、本会加入各町内会より、必要な会費を徴収することができる。

第十七条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年四月一日より翌年三月三一日までとする。

第十八条（会則の改廃）

本会則の改廃は、役員会の議を経て、総会において決定する。

第十九条（細則）

本会則の施行に必要な細則は、役員会にて定めることができる。

第二十条（議事手続き）

本会の会議における議事手続きは、一般議事慣習によって行う。

第二一条（施行）

本会則は、平成八年八月十日より施行する。